

令和 8 年度 学童クラブ 入所申請のご案内

～継続利用の方や現在入所保留中の方も、改めて申請が必要です～

学童クラブの入所申請は電子申請の受付となります。

令和 8 年度 4月1日入所受付について

受付期間 令和 7 年 10 月 1 日(水)から 10 月 31 日(金)23 時 59 分まで(※24 時間申請可能)

※ 受付期間を過ぎての申請は、4月1日から入所できない場合があります。

受付方法 電子申請(下記の二次元コードより申請をお願いします。)



※本案内をご一読いただいた上で、申請をお願いいたします。また、入所要件に応じて、必要な書類がございます。必要書類については、P10 をご確認ください。

※電子申請が困難な方は、下記の「問合せ先」までご相談ください。

学童クラブ入所申請のご案内と必要書類の書式は、日野市ホームページから確認・ダウンロードできます。(トップページ「子ども・子育て・教育」(※スマートフォンの場合は「メニュー」→「子ども・子育て・教育」) → 「児童館、学童、ひのっち」 → 「学童クラブ」 → 「令和 8 年度 学童クラブ入所申請について」)

ホームページは下記の二次元コードから確認↓



【問合せ先】

窓 口:日野市子ども部子育て課

(子ども包括支援センターみらいく 1 階)

所在地:日野市神明1丁目13 番地の 2

受付時間:午前8時 30 分から午後5時(土、日、祝日は除く)

T E L:042(514)8636

F A X:042(586)1855



※下記の二次元コードは、令和 8 年度途中入所(令和 8 年 5 月以降入所)専用の受付申請フォームです。令和 8 年 4 月からの入所希望の方は、表紙の二次元コードよりご申請ください。

令和 8 年度 5月1日以降の入所受付について

受付期間 入所を希望する月の前月 20 日まで(※1)

入所月	締切日	入所月	締切日
5月	4月20日(月)	11月	10月20日(火)
6月	5月20日(水)	12月	11月20日(金)
7月(注)	6月20日(土)※1	1月	12月20日(日)※1
8月	7月20日(月・祝)※1	2月	1月20日(水)
9月	8月20日(木)	3月	2月20日(土)※1
10月	9月20日(日)※1		

(注)夏休みから利用開始を希望される方で、7月からの利用を希望される場合、通年、三季コース問わず、6月20日(土)までにお申込みをお願い致します。期限までにご申請いただけない場合は、8月からの利用開始となります。

※1紙媒体による窓口での申請をご希望の方で、20日が閉庁日の場合は、直前の開庁日までのご提出が必要です。

※2 提出(添付)書類が揃わない場合や受付期間を過ぎた申込みは、入所希望月の選考対象になりません。

受付方法 電子申請(下記の二次元コードより申請をお願いします。)



※令和 8 年5月以降の途中入所の申請は、令和 8 年4月以降にお申込みください。

※電子申請が困難な方は、下記の「問合せ先」までご相談ください。

【問合せ先】

窓 口:日野市子ども部子育て課(子ども包括支援センターみらいく 1 階)

所 在 地:日野市神明1丁目13 番地の 2

受付時間:午前8時 30 分から午後5時(土、日、祝日は除く)

T E L:042(514)8636

F A X:042(586)1855

目 次

1. 子どもたちの放課後の居場所(学童クラブ・ひのっち・児童館)	4ページ
2. 学童クラブに入所できる要件	5ページ
3. 開所日・開所時間	6ページ
4. 育成期間・休所日	
5. 三季休業コースが選択できます	
6. 支援を要する児童の入所について	7ページ
7. 学童クラブを必要とする日数の確認	
8. 出席率を基に、適正な利用をお願いします	8ページ
9. 学童クラブを必要とする日数に変更がある場合は?	9ページ
10. 入所申請に必要な書類	10 ページ
11. 入所の決定	11 ページ
12. 学童クラブ費と納付方法	
13. 学童クラブ費の減免	
14. 令和 8 年度 4月1日入所受付について	13 ページ
15. 学童クラブ延長育成の利用について	14 ページ
16. 入所にあたっての注意事項	15 ページ
17. 学童クラブの名称と所在地(令和 8 年 4 月1日予定)	16 ページ
18. Q&A	17 ページ

学童クラブとは

保護者が就労等により昼間児童を監護できない場合に、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とする事業です。

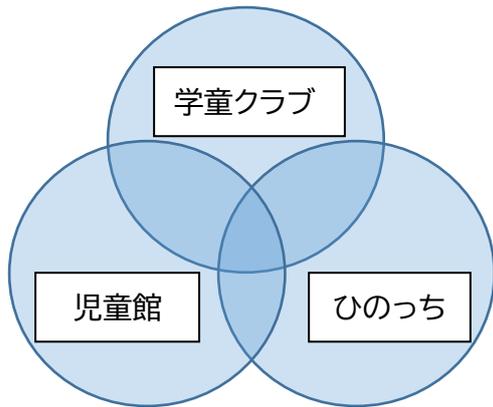
民間活力の導入について

日野市では、学童クラブ事業をこれからも安定的・継続的に運営し、育成時間等のサービスの拡充を図るため、令和8年度より「ひのだい学童クラブ」、「東光寺小学童クラブ」、「南平小学童クラブ」、に民間活力の導入を(運営委託)予定しています。

なお、事業者選定にあたっては、①子どもの健全育成に関する専門的な知識と経験やノウハウ、②人材の確保・養育力、③安定した運営能力のある事業者を選定し、引き続き学童クラブの質の維持と向上に努めてまいります。

1. 子どもたちの放課後の居場所(学童クラブ・ひのっち・児童館)

日野市の放課後の取り組み(イメージ)



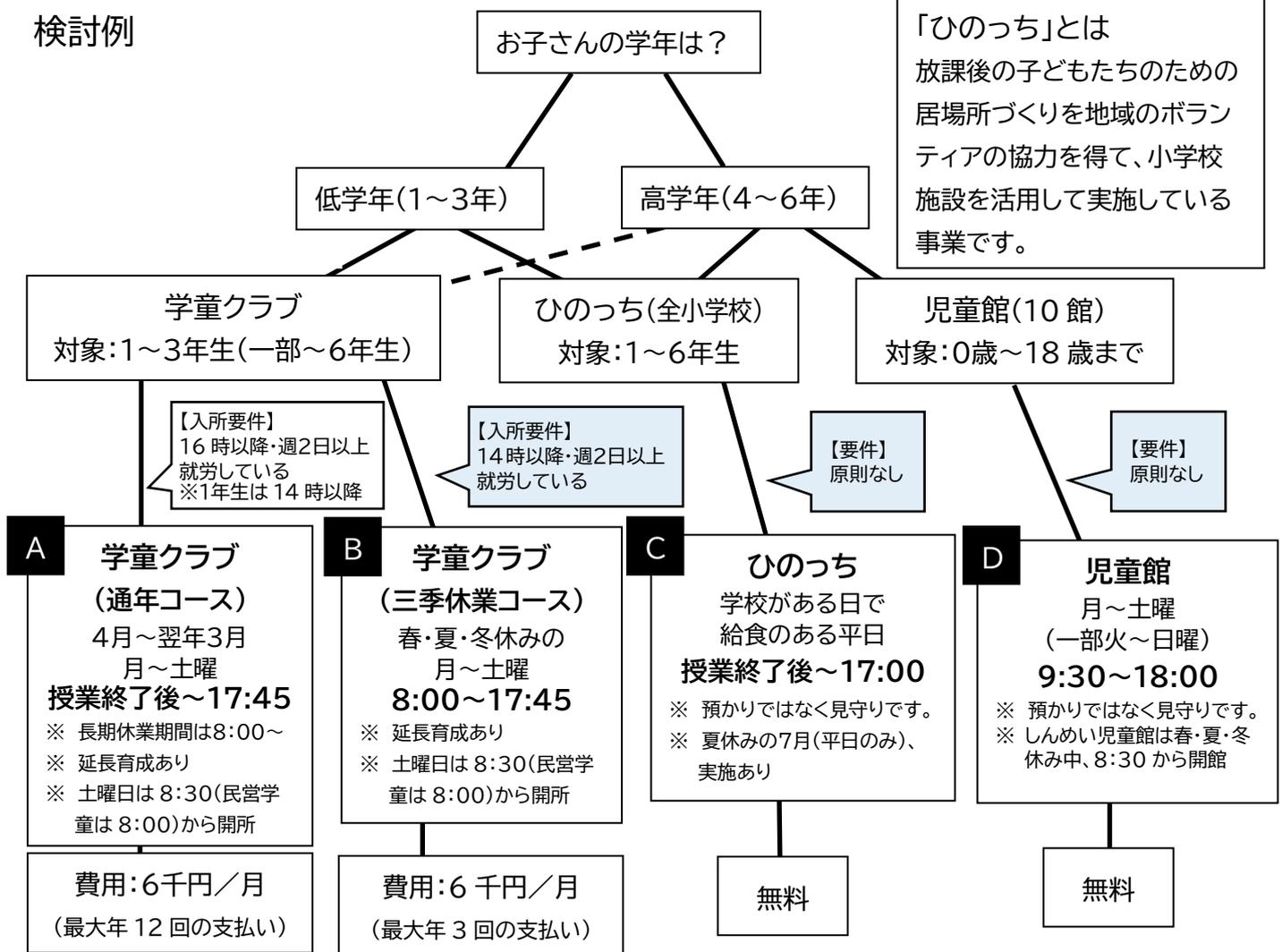
日野市では、放課後など子どもたちが過ごす場所として「学童クラブ」「放課後子ども教室ひのっち」「児童館」の事業を実施しています。

子どもたちの放課後などの過ごし方は、成長段階に応じて多様に変化します。

上記3つの事業にはそれぞれ特徴がございますので、保護者の皆様におかれましては、お子さんとよくお話しをいただき、ご家庭の状況に応じて事業をご選択ください。

検討例

「ひのっち」とは放課後の子どもたちのための居場所づくりを地域のボランティアの協力を得て、小学校施設を活用して実施している事業です。



【パターン1】Aのみ選択

- ・両親共にフルタイム就労など、年間を通じて子どもの育成を考える場合など
- ・1年生など一人で長い時間家で留守番をさせられない場合

【パターン2】B+Cを選択

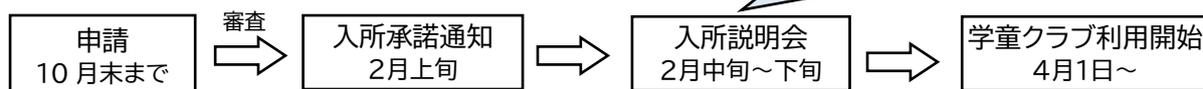
- ・子どもは低学年だが、だいたい17時頃までには親が家にいるので、通常は「ひのっち」を使い、学校が休みの期間のみ「学童クラブ」で良い場合

【パターン3】C+Dを選択

- ・成長とともにある程度留守番ができるようになった
- ・習い事が増えたり、友達と遊ぶようになるなど放課後の過ごし方が変わってきた

学童クラブ申請から利用開始までの流れ

●4月1日から学童クラブに入所する場合



説明会の日程表は、
入所承諾通知に同封します。

●5月1日以降に学童クラブに入所する場合



保護者の方から、入所が決定した学童クラブへ
直接ご連絡いただき、日程調整をお願い致します。

※ 提出(添付)書類が揃わない場合や保留となる場合は、このとおりではありません。

※ 申請は毎年度必要となりますので、ご注意ください。

2. 学童クラブに入所できる要件

1. 児童の要件

学童クラブに入所できる児童は、次の(1)(2)、又は(2)(3)のすべてに該当する方です。

(1)日野市に在住する小学校1年生から3年生の児童

(2)保護者が就労等により、放課後に適切な監護を受けることができない児童



(3)日野市に在住する、以下の要件を満たす小学校1年生から6年生までの児童

- ・身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童
- ・都立特別支援学校に在籍する児童
- ・固定学級に在籍する児童(普通学級に籍を置き、通級指導学級・特別支援教室に通う児童は含みません)

2. 保護者の要件

保護者が、就労・疾病・障害・介護・看護・就学・求職等の理由により昼間家庭において児童の適切な監護に当たれないと認められる場合。なお、下表の要件を満たす必要があります。ただし、理由が求職の場合は、4月1日入所のみ受け付けます。

学年	勤務終了時間、勤務日数など
1年生	月曜日から土曜日 午後 2 時以降、かつ週 2 日以上
2年生、3年生	月曜日から土曜日 <u>午後 4 時以降</u> 、かつ週 2 日以上
児童の要件(3)に該当する1年生から6年生	月曜日から土曜日 午後 2 時以降、かつ週 2 日以上
三季休業コース 1年生、2年生、3年生	月曜日から土曜日 午後 2 時以降、かつ週 2 日以上

※就労証明書に記載されている勤務終了時間が入所要件となります。通勤時間は含みません。

※短時間勤務制度を利用されている場合、就労証明書に記載の短時間勤務の就労時間帯が入所要件の時間となります。

3. 開所日・開所時間

開所日：月曜日から土曜日

通常育成時間

- 【 学校のある日 】 下校時から午後5時45分
- 【 土曜日 】 午前8時30分から午後5時45分（公設民営クラブは、午前8時から）
- 【土曜日を除く学校休業日】 午前8時から午後5時45分

延長育成時間

※登録制。別途延長育成費が発生します。（14ページを参照）

- 【 学校のある日 】 午後5時45分から午後6時30分（※公設民営クラブは、午後7時まで）
 - 【 土曜日 】 なし（※公設民営クラブは、午後7時まで）
 - 【土曜日を除く学校休業日】 午後5時45分から午後6時30分（※公設民営クラブは、午後7時まで）
- ※公設民営(p.16●印)の学童クラブは、土曜日を含むすべての開所日で午後7時まで開所します。

4. 育成期間・休所日

育成期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※令和9年度以降も継続して利用を希望される方は、改めて申請が必要です。

休所日：日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日

5. 三季休業コースが選択できます

三季休業コースは、学校の長期休業期間である春休み、夏休み、冬休み及びその前後の給食がない期間に利用できます。学童クラブ費の徴収は、4月、8月、1月（延長育成利用の方は延長育成費のみ5月、9月、2月）です。4月から7月の利用分が4月、8月から12月の利用分が8月、1月から3月の利用分が1月の学童クラブ費として徴収されます。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用日	↔			←→	→				←→	→		↔
	クラブ費 徴収月(4月)(延長5月)			クラブ費 徴収月(8月)(延長9月)			クラブ費 徴収月(1月)(延長2月)					

【注意】

- ① 4月1日入所(4月の春休みからのご利用)をご希望の方は通年コース同様、受付期間(10月1日から10月31日)に申込みください。7月の夏休み開始からのご利用をご希望の方は、6月20日(土)までにお申込みください。(期限に間に合わない場合は8月からの入所になります)
- ② 申請状況によっては、通年コース同様、入所をお待ちいただく場合がございます。
- ③ 通年コースを利用されている方で、年度途中から三季休業コースを希望される方は、利用月の前月20日までに、子育て課に「学童クラブ利用コース変更届」をご提出ください。(※電子申請も可能)
- ④ 入所した月に、退所された場合は、当該月利用分の学童クラブ費を納付いただきます。

6. 支援を要する児童の入所について

入所については、お子さんを安全にお預かりするために、障害等の程度や育成方法、施設の状況等を総合的に考慮したうえで、決定いたします。新規申し込みの方につきましては入所申請の際に、入所調査票の入力をお願いしております。また、安全な受け入れのために学童クラブ職員が現在通学・通園している施設や以前通学・通園していた施設等に伺い、お子さんの日頃の活動状況を確認させていただくことがありますのでご了承ください。

施設の受け入れ体制により、入所日が遅れることがあります。また、行き帰りは原則として保護者の送迎が必要です。なお、学童クラブでは、医療行為を行うことはできません。予めご了承ください。

7. 学童クラブを必要とする日数の確認

学童クラブを必要とする日数とは、就労証明書等で証明される児童を監護できない日数です。

- ※ 習い事等で、年間を通して学童クラブを利用しない日は、学童クラブを必要とする日数から除きます。(学校や自宅から直接行くなど)
- ※ 学童クラブの申請時に、「学童クラブを必要とする日数」を確認させていただきます。希望をもとに子育て課で審査し、決定した日数で学童クラブをご利用いただきます。

例えば、習い事が就労日にかさなる場合は、下表のようになります。

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
父親(週5日勤務)	就労	就労	就労		就労	就労
母親(週4日勤務)		就労	就労	就労	就労	
習い事等		習い事				習い事
学童クラブを必要とする日	利用しない	利用しない	利用日	利用しない	利用日	利用しない

上記の場合、学童クラブを必要とする日数は2日になります。



8. 出席率を基に、適正な利用をお願いします

適正な利用とは・・・学童クラブを必要とする人が必要なだけ利用すること。

月ごとに出席率を基に利用状況を確認します。必要な日数を考慮して適正な利用をお願いします。

(1) 適正な出席日数の目安

学童クラブを必要とする日数	適正な出席日数 (ひと月あたりの目安)	左表の適正な出席日数は、あくまで目安となります。 休日(祝祭日含む)が多い月は、異なる場合があります。
週1日	3日から 4日	(1)具体的な計算式 $\text{出席率} = \frac{\text{その月の出席日数}}{\text{その月の育成日数} \times \text{週に必要な日数} / 6日}$ (2)適正な利用の出席率の範囲 $60\% \leq \text{適正な利用} < 130\%$ <small>子どもが風邪で休んだり、保護者の急な出勤等を考慮しています。</small> (3)出席率判定期間 1ヵ月ごとに出席率を算定し判定します。
週2日	6日から 9日	
週3日	8日から 14日	
週4日	11日から 19日	
週5日	13日から 23日	
週6日	16日から 全日	

(2) 出席率に基づく適正利用の判定

例)必要とする日数が 週4日 の方(開所日数が24日の月の場合)

⊕	$\frac{16 \text{ 日}}{24 \text{ 日} \times 4 \text{ 日} / 6 \text{ 日}} = 100.0\%$	➡	適正な利用
⊖	$\frac{9 \text{ 日}}{24 \text{ 日} \times 4 \text{ 日} / 6 \text{ 日}} = 56.2\%$	➡	「学童クラブ必要利用日数変更届」をご提出ください。(※電子申請可能)
⊕	$\frac{22 \text{ 日}}{24 \text{ 日} \times 4 \text{ 日} / 6 \text{ 日}} = 137.5\%$	➡	学童クラブから保護者宛に 適正に利用していただくよう通知 を送付します

※ 学童クラブからの通知が3回届き、その翌月以降もご利用状況が是正されない場合は、**入所を取り消す**場合もございますので予めご了承ください。

(3) 是正の対象とならないケース

- ① 4月、7月、8月、3月それぞれの月
- ② 三季休業コースご利用の方
- ③ 通う学校で学級閉鎖となった月
- ④ インフルエンザ等感染症にかかった場合
- ⑤ 欠席届(減免対象)を子育て課に提出した場合

- ⑥ 保護者が育休から復帰される月
- ⑦ 特別な支援を必要とする児童
- ⑧ 当月末で退所する場合
- ⑨ 翌月から三季休業コースに変更する場合
- ⑩ 忌引きの場合
- ⑪ 保護者が求職中の場合
- ⑫ その他本人の責めに帰さない事由(入院、トラブル等)があった場合

9. 学童クラブを必要とする日数に変更がある場合は？

理 由	提出する書類	提出先
勤務状況が変わった時など	必要利用日数変更届、就労証明書等	子育て課
習い事を始めた時など	必要利用日数変更届	

※ 変更を希望する月の末日までに提出してください。

※ 実際の利用日数が変わった場合には、通知の届かない範囲内であっても「学童クラブ必要利用日数変更届」の提出をお願いいたします。下表をご参照ください。

利用日数の変更例(イメージ) ※両親とも週5日勤務、1年生の児童の場合

●1年生の時

月	学童クラブの利用状況	一週間当たりの利用日数
4月	就労は週5日なので、ひとまず週5日で申請する	5日利用で申請
5月	実際使ってみたらそこまで必要なかった	4日利用に変更
6月	平均して毎週4日利用で落ち着いた	2日利用に変更
9月	平日のうち2日は ひのっちを利用するようになった	
⋮	⋮	⋮

翌年度以降

●2年生の時

月	学童クラブの利用状況	一週間当たりの利用日数
4月	昨年、ひのっち等で過ごすこともできたので 週3日くらいで平気だろう	3日利用で申請

10. 入所申請に必要な書類

スマートフォンやパソコンから入所申請をしていただきます。申請の際に、申請要件に応じた必要書類の添付が必要となりますので、下表を参考にご用意ください。

なお、各必要書類の書式については、日野市ホームページからダウンロードできます。[こちら](#)→



1. 児童を監護できないことを証明する書類(就労証明書等)

児童の保護者(両親)分が必要です。ご用意いただいた書類の電子データ(Excel データ, PDF データ, 写真等)を申請の際に添付し、ご提出ください。

※就労証明書は保育所の申込みと書式が共通になっています。

2. 障害のある児童で手帳をお持ちの場合＝障害者手帳等の写し

※継続入所の方で、前年度から状況に変更がない場合は必要ありません。

申請要件	必要書類	注意事項
① 就労(外勤者)	就労証明書	・保護者(両親)それぞれの分が必要です。 ・申請時より3か月以内のものがが必要です。 ・1年生、障害児(午後2時以降、かつ週2日以上)、2年生から3年生(午後4時以降、かつ週2日以上)であることが必要です。
② 就労(自営・内職者)	・就労証明書 (※就労証明書のみで、入所要件や日数の確認ができない場合は、個別にスケジュール表の提出をお願いすることがあります。)	・ <u>変則勤務の方または日曜日、祝日を含む勤務の方は、シフト表やタイムカードの写しを必ず添付してください。</u> ・ <u>就労証明書は保育所の申込み時に兼用できます。</u>
③ 疾病・障害	<u>医師の診断書(市指定の書式)</u> または証明する書類(障害者手帳等の写し)	・ <u>学童クラブを必要とする日数を確認させていただきます。診断書は、市指定の書式を必ずご使用ください。</u>
④ 介護・看護	・スケジュール表 ・証明する書類	・証明する書類とは、介護保険被保険証、身体障害者手帳の写し、医師の診断書等のいずれかです。
⑤ 就学	・在学証明書又は入学許可書の写し ・1週間の通学スケジュール表(時間割表)	・時間割表で確認できる授業の終了時刻が、1年生、障害児は午後2時以降、かつ週2日以上、2年生から3年生は午後4時以降、かつ週2日以上、であることが必要です。
⑥ 求職 (4月1日入所のみ)	求職活動申告書	・就労の決定後は、すみやかに就労証明書をご提出ください。 <u>詳細は、13 ページをご覧ください。期日までに提出できない場合は退所となります。</u>

※1 令和6年度より、学童クラブと保育所の申込みの就労証明書の書式が共通になりました。弟妹の保育所と、学童クラブを同時に申請する方は、学童クラブ申請用に写真やPDF データを保存し、電子申請フォームにご添付ください。

また、就労証明書と合わせて添付書類が必要な場合がございます。添付書類の内容が、学童クラブの申込みと保育所の申込みで異なりますので、ご提出前に必ずご確認ください。(学童クラブの添付書類は、就労証明書と同様に電子データでご提出ください。)

※2 就労就学等、状況の変更があった場合は必ず就労証明書等を、再度、ご提出ください。

また、就労就学状況の変更の有無にかかわらず、すべての方に年度途中に就労証明書等を再提出していただく場合もございますので、予めご了承ください。

※3 電子申請が困難な方は、子育て課までご相談ください。

11. 入所の決定

申請受付期間内に提出された書類を対象に学童クラブの入所基準を満たすか確認します。その確認を踏まえ、申請者数が学童クラブの受入上限人数より少ない場合は、入所を決定します。

入所基準を満たしている申請者数が申請先の学童クラブの受入上限人数を超えた場合には、入所選考基準に基づき、入所指数の高い方から入所を決定します。

なお、入所できない場合は保留となります。当該学童クラブに欠員が生じた時点で入所を決定します。

【地区割り及びクラス分けについて】

同一学校区に2つ以上の学童クラブがある場合は、児童の安全面を考慮して、居住する地域により入所する学童クラブが決定されます。また、施設内でクラス分けを実施する場合があります。地区割り及びクラス分けは希望制ではありません。また、申請状況により、年度ごとに地区割りを変更することがあるため、入所する学童クラブが変わることがあります。予めご了承のうえご申請願います。なお、対象となる学童クラブは、16 ページを参照してください。

12. 学童クラブ費と納付方法

学童クラブ費(通常育成費)は1人 6,000 円/月です(当月払い)。なお、延長育成費については翌月払いとなります。延長育成に関する費用等の詳細は 14 ページをご覧ください。

【口座振替払い】

指定された預金口座から自動的に振替えて納付していただきます。お支払忘れの心配がなくとても便利です。振替日は毎月 27 日(金融機関休業日の場合は、その翌営業日)になります。

【納付書払い(キャッシュレス決済払い含む)】

年度当初(4月中旬頃予定)に一括して1年間分の納付書を送付いたします。納付書裏面に記載の金融機関、コンビニ等でお支払いいただくか、スマートフォンアプリやクレジットカード等のご利用によるキャッシュレス決済で、指定期日までに納付してください。(※減免制度を受けている方は、個別に複数回に分けて送付いたします。)

13. 学童クラブ費の減免

1. 世帯状況による減免制度 ①～④

世帯状況	学童クラブ費 (6,000 円/月)		延長育成費 (1,500 円/月)		延長育成費(2,500 円/月) 【公設民営(p.16●印)学童 クラブで午後 6 時 30 分を 超えてご利用の場合】	
	減免の扱い	減免決定後	減免の扱い	減免決定後	減免の扱い	減免決定後
① 生活保護世帯	全額免除	0 円	全額免除	0 円	全額免除	0 円
② 住民税非課税世帯	全額免除	0 円	全額免除	0 円	全額免除	0 円
③ 同一世帯で2人以上の児童が学童クラブに入所している方	2人目以降の児童1人につき 3,000 円減額	3,000 円	2人目以降の児童1人につき 600 円減額	900 円	2人目以降の児童1人につき 1,000 円減額	1,500 円

④ ひとり親家庭等医療証の交付を受けている世帯	3,000円 減額	3,000円	600円 減額	900円	1,000円 減額	1,500円
-------------------------	--------------	--------	------------	------	--------------	--------

- ※ 世帯の考え方:子育て課では、「同居」「同居でない」に関わらず、児童に対して保護者(児童を監護する者)となる場合を「世帯」とします。
- ※ 市の職員による課税情報等の照会に同意いただけない場合や、②に該当で判断に必要な年の1月1日に日野市にお住まいでない場合は、以下の証明書類を添付してください。
【世帯状況】 ①生活保護受給証明書 ②該当年度の非課税証明書 ④ひとり親医療証の写し

【申請から決定までの流れ】

・学童クラブ費減免の申請(※入所申請の受付フォーム上で同時に申請可能です。)

- 年度途中に新たに減免理由が生じた場合は、その時点で申請書を提出ください。(※電子申請可能)
- ・減免資格の有無については、申請者の同意のもと子育て課が課税台帳等を照会し、確認します。
- ・申請に基づき審査し、決定の場合は「減免決定通知書」、却下の場合は「減免却下通知書」にてお知らせします。
- ※ ①から④の減免を重複して受けることはできません。
- ※ 申請日の月以降の適用となります。遡っての適用はできませんので、ご注意ください。
- ※ 申請受付は子育て課のみとなります。

2.【通年コース対象】学童クラブを欠席、または途中退所することを事前に届け出た場合 ⑤～⑦

- ※ 事前の申請が必要となります。遡っての適用はできませんので、ご注意ください。
- ※ 三季休業コースの方は対象外です。
- ※ 申請受付は子育て課のみとなります。

減免の種類	提出期限	必要手続き	学童クラブ費	延長育成費
⑤ 当該月において、全日数欠席することを事前に届け出た場合	欠席する月の <u>前月末日</u>	【提出書類】欠席届 ※電子申請可能 【添付書類(あれば)】 診断書のコピーなど	免除	免除
⑥ 当該月において、連続して15日以上欠席(土曜日・日曜日・祝日含む)することを事前に届け出た場合	欠席する期間の <u>前日</u>	<u>児童の疾病など、特別な理由の場合を除き、年間の累計で、2か月以上の欠席届がある場合は、退所となります。</u>	2分の1減額	2分の1減額
⑦ 月の15日以前に退所する場合	退所希望日の <u>前日</u>	【提出書類】退所届 ※電子申請可能	2分の1減額	2分の1減額



14. 令和 8 年度 4月1日入所受付について

【注意】 継続の方や入所保留中の方も、改めてお申し込みが必要です！

受付期間 令和 7 年 10 月 1 日(水)から 10 月 31 日(金) 23 時 59 分まで(※24 時間申請可能)

受付方法 電子申請(下記の二次元コードより申請をお願いします。)



1. 受付期間終了後の申請について

- ・受付期間に申請された方を優先して、入所の判定を行います。定員に余裕がある場合に限り、入所を決定します。※4月1日からの入所はできない場合があります。

2. 受付期間内に、就労証明書、求職活動申告書等の必要書類が揃わない場合

- ・期間内に必要書類を添付せずに申請いただいた上で、後日不足書類のみをご提出ください。
【不足書類提出期限:令和 8 年 1 月 20 日(火) ※電子データではなく、紙の書類で提出される場合は上記期限、必着でお願いします。】
- ・不足書類が提出されてからの審査となります。受付期間に申請された方の入所判定後、定員に余裕がある場合に限り入所を決定します。

3. 求職中の方(4月1日入所の方のみ)

- ・求職活動申告書をご提出ください。
- ・就労が決定しましたら、速やかに就労証明書をご提出ください。
【提出期限:令和 8 年 4 月 30 日(木) ※電子データではなく、紙の書類で提出される場合は期限必着でお願いします。】
- ・求職活動申告書のご提出ができない場合は、上記「2.」の扱いとなります。

4. 日野市外に在住で、日野市内の学童クラブに入所を希望される場合(転入予定者)

- ・申請先は日野市子育て課です。
- ・令和 8 年4月1日までに日野市内に転入予定で、原則転入予定地の住所及び通学先の学校が確定している場合は、申請いただけます。ご住所等が確定していない場合は、ご相談ください。

5. 育児休業からの復職により申請される場合

- ・保護者が育児休業中の場合は、保護者が放課後に児童を監護できる状況にあるとみなされるため申請できません。
- ・ただし、復職する日が含まれる月から入所(※登所は復職日以降)が可能となりますので、4月中に復職予定である場合に限り、年度当初の申請ができます。(5月1日復職日の方は、5月1日入所となり、4月1日入所での申請はできません。)

※その他、申請にあたりお困りの際は、下記までご相談ください。

【相談先】 窓 口:日野市子ども部子育て課(子ども包括支援センターみらいく 1 階)
所 在 地:日野市神明1丁目13 番地の 2
受付時間:午前8時 30 分から午後 5 時(土・日・祝日は除く)
T E L:042(514)8636
F A X:042(586)1855

15. 学童クラブ延長育成の利用について

午後5時45分以降の延長育成の利用を希望する場合は、別紙「学童クラブ延長育成利用申込書」を提出ください。(※電子申請も可能です。)延長育成を利用する場合は、保護者のお迎えが必要です。

1. 延長育成の利用時間

- 【 学校のある日 】 午後5時45分から午後6時30分 (※公設民営クラブは、午後7時まで)
 - 【 土曜日 】 なし (※公設民営クラブは、午後7時まで)
 - 【土曜日を除く学校休業日】 午後5時45分から午後6時30分(※公設民営クラブは、午後7時まで)
- ※公設民営(p.16●印)の学童クラブは、土曜日を含むすべての開所日で午後7時まで開所します。

2.延長育成利用要件 下記(1)及び(2)を満たすこと。

- (1)就労証明書等により午後5時以降の就労等が証明される方、又は通勤・通学時間や残業等の事由でお迎えが間に合わない方。
- (2)午後5時45分以降の延長育成を利用する日について、延長育成終了時間までに保護者(又は高校生以上の代理の方)によるお迎えが可能な方。

3. 延長育成費について

1人 1,500 円/月

- ・公設民営(p.16●印)の学童クラブで午後7時まで登録する場合は、1人2,500 円/月
- ・公設民営学童クラブでは、①午後6時30分まで(1人1,500 円/月)
- ②午後7時まで(1人2,500 円/月)の二通りで利用時間の選択ができます。

(1)延長育成費は、翌月分の学童クラブ費と合算してお支払いいただきます。

例:4月当初から延長育成をお申込みいただいた場合、5月以降より延長育成費が発生します。
年度末に退所した場合は、翌4月に延長育成費のみお支払いがございました。(下記図参照)

徴収月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
学童クラブ費	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分
延長育成費		4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分

4月:6000円 ← 5月~翌年3月:6000円+1500円 → 4月:1500円

- (2)年度途中で午後5時45分以降の延長育成を利用する必要がなくなった場合は、利用解除を希望する日の前日までに子育て課へ「学童クラブ延長育成利用解除届」をご提出下さい。(※電子申請可能)
- (3) 三季休業コースの方の延長育成費の徴収は、学童クラブ費徴収月(4月、8月、1月)の翌月(5月、9月、2月)です。(表網掛け箇所)

4. 申込受付について

原則入所申請とあわせてお申込みください。(※入所申請の受付フォーム上で同時に申請可能です。)
なお、年度途中で延長利用が必要になった場合や、時間の変更がある場合は、変更希望日の前日までに子育て課へ「学童クラブ延長育成利用申込書」をご提出ください。(※電子申請も可能)

5. 延長育成費の減免について

月の15日以前に延長育成利用解除を届け出た場合 = 2分の1減額

学童クラブ費について減免の適用を受けている場合、延長育成費についても減免となります。減免後の金額については11-12ページのとおりです。※三季休業コースの方は対象外

6. 「ひのだい学童クラブ」、「東光寺小学童クラブ」、「南平小学童クラブ」、に入所されている方へ

上記学童クラブについて、令和8年度から民間活力を導入(運営委託)し、土曜日を含むすべての開所日で午後7時まで開所予定です。これに伴い、南平小学校区の「南平小学童クラブ」、「南平小よつば学童クラブ」、に現在入所されている方で、午後6時30分以降の延長育成を希望される方は、令和8年度より「南平小学童クラブ」に入所を決定させていただきます。入所申請の際に学童クラブ延長育成利用をお申込みください(Bの「午後7時まで」を選択)。第三小学校区、東光寺小学校区の方は、「ひのだい学童クラブ」、「東光寺小学童クラブ」のみとなりますので、午後6時30分以降の延長育成を希望される方は学童クラブ延長育成利用をお申込みください(Bの「午後7時まで」を選択)。

7. 注意事項

- (1)延長育成はひと月単位での利用になります。原則1日単位での利用はできません。
- (2)時間の確認は、学童クラブに設置されている時計で行います。
- (3)午後5時 45 分以降の延長育成を申し込んでいない保護者が、緊急かつ止むを得ない事由(公共交通機関の遅延等)により、午後5時45分までにお迎えが間に合わなかった場合には、別途延長一時利用の手続きをしていただきます。
 - ※ 保護者と連絡が取れずに、午後5時45分以降も児童を学童クラブでお預かりした場合も、延長育成費が発生しますので、ご注意ください。
 - ※ 一時利用はあくまで、緊急かつ止むを得ない事由による場合の措置です。



16. 入所にあたっての注意事項

- 次に該当する場合は、自ら辞退、又は退所していただきます。
 - ・虚偽の申し込みをした場合。 ・入所の意思がなくなった場合。
 - ・年度内に、欠席を伴う減免が累計して2か月間以上ある場合(児童の疾病などによる欠席は除く)
 - ・年度途中で勤務先を退職した場合、または育児休業を取得した場合。ただし退職後、求職活動をする場合に限り、退職日から起算して2か月間は退所が猶予されます。
 - ・実際に学童クラブを利用した日数が、申請した「学童クラブを必要とする日数」より多い場合で、適正に利用していただくよう通知をしたにもかかわらず是正されなかった場合。
- 学童クラブは、入所承認通知書により決定した「学童クラブを必要とする日数」でご利用ください。
- 就労等の状況が変わり「学童クラブを必要とする日数」に変更がある場合は、必要利用日数変更届とその根拠となる就労証明書、診断書等を子育て課にご提出ください。(※電子申請可能)
- 習い事の状況が変わり「学童クラブを必要とする日数」に変更がある場合は、必要利用日数変更届を学童クラブにご提出ください。(※電子申請可能)
- やむを得ない理由により就労証明書、診断書等、不足の書類がある場合は、受付期間内に追加でご提出ください。期日までに提出ができなかった場合は、原則、希望月からの入所はできません。
- 学童クラブ費に未納(納付期限を過ぎているもの)がある場合は、速やかに全額納付してください。
- 学童クラブでは医療行為はできません。
- 障害のある児童は、施設の受け入れ体制により、入所日が遅れることがあります。
- 入所申請を取り下げる場合、又は学童クラブへの入所を辞退する場合は、「辞退届」を子育て課にご提出ください。届出がないと、実際には学童クラブに通っていない場合でも、学童クラブ費を納付いただくこととなります。(電子申請可能です。)

17. 学童クラブの名称と所在地(令和8年4月1日予定)

学童クラブ名	所在地	電話番号	学校区
さくら第二学童クラブ	多摩平 6-21 五小内	583-7337	五 小
● 五小学童クラブ	多摩平 6-21 五小内	585-5456	
● さくら第一学童クラブ	多摩平 3-21 六小内	584-9106	六 小
旭が丘東学童クラブ	旭が丘 2-1	583-3181	
● あさひがおか学童クラブ	旭が丘 5-21-1 旭が丘小内	583-0910	旭が丘小
● ひのだい学童クラブ	日野台 2-1 三小内	584-8551	三 小
● しんめい学童クラブ	神明 3-10-4 しんめい児童館内	583-0254	七 小
● 七小学童クラブ	神明 3-2 七小内	582-2820	
● 東光寺小学童クラブ	新町 3-24-1 東光寺小内	586-3293	東光寺小
豊田小いなほ学童クラブ	東豊田 2-13-2 豊田小南側	583-8770	豊 田 小
豊田小たんぼぼ学童クラブ	東豊田 2-13-2 豊田小南側	586-3292	
● 豊田小すみれ学童クラブ	東豊田 2-14-1 豊田小内	583-5005	
つくし学童クラブ	平山 3-26-3 ひらやま児童館内	591-3773	平 山 小
● 平山小学童クラブ	平山 4-8-6 平山小内	593-5212	
たきあい学童クラブ	西平山 2-3-1 滝合小内	583-1241	滝 合 小
● たけのこ学童クラブ	西平山 2-3-1 滝合小内	581-2885	
● 南平小学童クラブ	南平 4-18-1 南平小内	594-5432	南 平 小
南平小よつば学童クラブ	南平 4-18-1 南平小内	594-7700	
● 一小学童クラブ	日野本町 2-14-1 一小内	582-1663	一 小
四小学童クラブ	石田 430 四小内	581-3044	四 小
● 四小あおぞら学童クラブ	石田 430 四小内	586-2272	
● ふたば学童クラブ	日野本町 6-1-3 ふれあいホール内	581-7674	仲 田 小
● じゅんとく学童クラブ	高幡 402 潤徳小内	592-5278	潤 徳 小
万願寺学童クラブ	万願寺 5-14-4	587-4028	
たかはた学童クラブ	高幡 1011 福祉支援センター内	591-0115	
八小学童クラブ	三沢 217-1 みさわ児童館内	593-4369	八 小
● 三沢学童クラブ	三沢 1-17-2	594-2800	
● 夢が丘小学童クラブ	程久保 550 教育センター内	594-1649	夢が丘小
● 七生緑小学童クラブ	百草 896-1 七生緑小内	593-4447	七生緑小

●印・・・公設民営の(R8からの予定含む)学童クラブとなります。土曜日を含むすべての開所日で午後7時までの延長育成を行っています。また、土曜日は午前8時から開所しています。

同一学校区に2つ以上のクラブがある場合は、居住する地域により入所する学童クラブが決定されます。また、学童クラブによってはクラス分けを実施します。いずれも希望制ではありませんのでご了承下さい。

18. Q&A

Q1 受付期間内に申し込みますが、学童クラブへ入所できないことはありますか？

A1 学童クラブには定員がありますので、申請先の学校区内の学童クラブについて定員を超えたお申込みがあった場合は、入所要件を満たしていても入所が保留となる場合がございます。入所できる人数を超える申請があった場合、児童館条例施行規則における入所選考基準に基づき審査を行います。具体的には、保護者の状況等に応じ指数を算出し、指数の高い方から入所となります。(詳細は市 HP をご覧ください。)

Q2 令和8年度の途中から学童クラブへ入所できますか？

A2 原則、入所を希望する月の前月 20 日までに子育て課に申請していただくことで、定員に余裕がある場合に限り、毎月1日から入所できます。ただし、申請者数が申請先の学童クラブの受け入れ上限人数を超えた場合には、定員に空きが出るまでお待ちいただきます。

Q3 三季休業コースで入所をし、年度途中で通年コースに変更することはできますか？

A3 原則、変更を希望する月の前月 20 日までに子育て課へお電話又は窓口でお申し出ください。通年コースの入所要件を満たすかどうか審査をさせていただくとともに、必要利用日数等について確認を行います。必要書類については個別にご連絡させていただきます。新規入所と同様、定員に余裕がある場合に限り、毎月1日から変更が可能です。申請状況によっては、三季休業コースに籍を置いたまま、通年コースの空きをお待ちいただくこともございます。

Q4 三季休業コースを選んだ場合、学校の運動会等の振替日や学級閉鎖などの学校休業日に学童クラブは利用できますか？

A4 三季休業コースは、春・夏・冬休みの学校の三季休業期間のみ利用できます。よって、振替日や学級閉鎖日は学童クラブは利用できません。なお、三季休業前後の給食のない日は利用できます。

Q5 変則勤務(シフト勤務、交代制勤務等)なのですが、就労証明書の他に何か必要な書類はありますか？

A5 看護師やタクシー乗務員の方など変則勤務の場合や、日曜日、祝日を含む勤務の方は、必ず直近の勤務実績表(シフト表、タイムカードなど)を添付してください。また、就労証明書の固定就労の欄にある曜日の口のうち、勤務のある曜日に✓をご記入ください。

Q6 会社の都合で就労証明書が、10月31日(金)までに間に合わないのですが？

A6 10月31日(金)までに必要書類を添付せずに申請いただいた上で、後日不足書類をご提出ください。ただし、不足書類が提出された時点での審査となりますので、定員に余裕がある場合に限り入所を決定します。不足書類は、1月20日(火)までにご提出ください。

Q7 疾病のため診断書を提出したいのですが、市指定の書式で提出する必要がありますか？

A7 学童クラブの必要日数を確認するため、診断書は必ず市の指定の書式でご提出ください。恐れ入りますが、診断書取得に係る費用負担は出来かねますのでご了承ください。

Q8 疾病等により会社を休職しています。何か手続きは必要ですか？

A8 保護者の方が休職中の場合、入所要件が変わるため学童クラブを引き続き利用される場合は疾病等の医師の診断書(市指定の書式)の提出をお願いします。
休職期間や会社の休職制度によって、ご案内内容が変わる場合もありますので、詳しくは子育て課までご相談ください。

Q9 年度の途中から習い事を始める予定です。そのため学童クラブを週1回程度お休みする予定です。その際、何か手続きは必要ですか？

A9 当初申請された学童クラブを必要とする日数に変更が生じると思われます。よって、学童クラブに「必要利用日数変更届」をご提出ください。

Q10 利用者にとって、民間活力を導入(運営委託)することで変わることはありますか？

A10 育成方針、入退所のお手続き、入所説明会、おたよりの発行、おやつを提供、通年・三季コースの選択、適正利用の適用、支援の必要な児童への支援、日野市が主催する相談事業や個人面談などは、これまでと変更はありません。

一方で、育成時間が拡大されます。また、公営職員から民間事業者による支援員に交代します。支援員が交代することによる子どもたちへの影響を最小限にするため、段階的に民間事業者の支援員を配置し、子どもたちが新しい支援員に早く慣れることができるよう、個々の子どもの様子などの把握に努め、きめ細かく対応しながら引き継ぎを行ってまいります。

【電子申請に関する Q & A】

Q1 入力方法について不明な点があります。どのようにすればよいでしょうか？

A1 日野市子育て課までお問い合わせください。

Q2 回答内容を間違えたまま送信してしまったのですが、送信後の回答は修正できますか？

A2 送信後の回答はご自身で修正できません。子育て課までお問い合わせください。

Q3 回答を一時保存できますか？

A3 ページの一番下に「入力内容を一時保存する」というボタンがあります。このボタンを押下することで、回答を一時保存することができます。この場合、一時保存を行った際と同じ端末の、同じブラウザで再度フォームにアクセスすることで、自動的に「続きから再開」の表示がされ、「途中から再開する」を押すことで、入力再開ができます。ただし、端末またはブラウザが変わった場合や、キャッシュを残さない設定(プライベートブラウザ、シークレットブラウザ、アプリ内ブラウザ等)でアクセスした場合には一時保存ができません。なお、申請フォームを開いてから、24 時間を過ぎると回答送信ができなくなります。回答を中断する場合は、一時保存機能をご活用ください。

Q4 電子申請ができません。

A4 日野市子育て課までご相談ください。